

# かけはし21

第16号

発行所  
徳島県農業会議  
徳島県担い手育成  
総合支援協議会

徳島市かちどき橋  
徳島県林業センター4F  
編集発行人  
丸山友良

一	会長年頭挨拶	1
二	平成22年度農業委員会関係予算の概要	2
三	戸別所得補償モデル対策4月から実施	3
四	徳島県農業金融庫からのお知らせ	4
五	徳島市農業委員会による一斉耕起活動	5
六	行事予定・新刊農業図書紹介	6



会長 四宮 肇

## 年頭ご挨拶

新年明けましておめでとうございませう。平成22年の年頭にあたり、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

一昨年来の米国発の金融危機は、わが国の産業界に深刻な影響を及ぼし、今年になっても景気回復の兆しが見えない状態が続いております。農業界においても世界的な資源問題の深刻化を背景に、肥料等の生産資材の高騰によって農業経営は大きな打撃を受けて参りました。加えて、相次ぐ食品の偽装事件や穀物価格の上昇など、国民の「食」に対する不安は増大する一方で、世界の食料事情は大きく変貌し、中国・インド等の新興国の人口増加と食生活の改善等により、食料需給の逼迫の度合いが強まっております。食料の多くを海外

に依存しているわが国にとって、食料の供給力を強化し、自給力の向上を目指していくことが喫緊の課題となっております。そのため、農業の体質強化を強力に推し進め、農業・農村の再生に向けて、農業者及び行政・農業団体等の関係者が一丸となって取り組むことが求められておりますが、なかでも、耕作放棄地の解消と優良農地の確保・有効利用の取り組みを強力に推進するとともに、意欲ある担い手を確保・育成することが重要となっております。このような中、農地の総量確保と有効利用を図るため、昨年6月17日に「農地法等の一部改正法」が参議院本会議において可決・成立し、12月15日に施行されたところです。今回の改正によって農業委員会組織の担うべき役割と責任は一層大きくなりましたが、これまで農業・農村現場において農地政策の一翼を担う組織として、今回の農地制度の見直しに重大な関心を持ち、農地の確保対策や、意欲ある農業者の担い手と新規就農希望者等による農地の有効利用対策について、政策提案

や意見の公表を行ってきたところでです。

今後は、新たな農地制度について農業・農村現場での普及浸透を徹底するとともに、農業者の代表として、これまでも増して、農地確保と有効利用対策や担い手の育成・確保対策に取り組んで参る所存ですので、農業委員各位のご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

## 晴れの受賞お慶び

平成21年12月18日、県庁で平成21年度農業委員に対する農林水産大臣表彰状の伝達並びに徳島県知事感謝状授与式が行われました。受賞者は次の皆さんです。

◆農林水産大臣表彰受賞者◆

矢田公男（阿波市）

◆徳島県知事感謝状受賞者◆

新居凱、青木正廣（小松島市） 福見隆好（吉野川市） 米田公彰（海陽町） 岡本伸清、大森豊春（つるぎ町）



## あぜ道の声

▼本県では08年度中に農作業事故にあった者は66人で、うち4人が死亡。全国では年間約400人が農作業中に事故で亡くなっているが、平均で1日に1人以上が亡くなっている計算だ。

▽就業人口10万人当たりの死亡事故数（07年）も農業は12・7人と、これまで最も危険業種だといわれてきた建設業の12・6人を初めて上回ったことで、統計上から農業は全産業で最も危険な業種となってしまった。他産業分野では安全対策の取り組みが徹底され、死亡事故の発生率も毎年減少しているが、農業分野では全く減っていない状況にある。

▼問題となるのは、今後さらに、農作業事故の発生率が高くなる要因を抱えていることだ。なかでも農業就業者の高齢化の進行が大きな要因となっている。高齢化による身体機能の低下と判断力の衰えで、農機具の操作を誤り事故に遭う確率が高くなるのだ。これに加えて、農業機械の大型化・高速化が拍車をかけている。更に、兼業農家が増加したこともあり、休日作業による急ぎ、疲労、不慣れが相まって事故に遭う。

▼農作業事故は色んな要因が絡み合って起こるが、事故を未然に防ぐには、見えない事故要因を取り除く安全管理の徹底や、危険予知訓練の習慣を身につけることだ。また、事故に備えて労災保険に加入することも大事である。

▼最近では、農業分野での雇用も多くなっているが、農作業中に従業員が怪我をすれば経営者が治療費を全額負担しなければならぬ。経営者は、農作業中の事故に備えて労災保険に加入しておくことは最低の義務であると考えべきだ。（T・M）

# 平成22年度農業委員会関係予算の概要

平成22年度の政府予算案は例年行われていた財務省案の内示やそれに続く事務的折衝は行われず、「政治主導」として政務3役を中心とした財務省との折衝等を経て、史上最高の92兆2,992億円として12月25日の閣議で決定されました。政府予算案が史上最高となったなかで、農林水産関係予算案については対前年比4.2%減の2兆4,517億円となり、10年連続の減額となりました。

農業委員会関係予算については、農地法等改正法の施行に伴い、農村現場での制度の運用を担う農業委員会の役割・機能がますます重要となることから、「農地制度実施円滑化事業」を創設し、107億4,200万円が措置されました。

これにより、農地の利用関係の調整や新たな農地制度の適切な運用等、農業委員会活動を支援することとしており、その事業内容は次のとおりです。

◎農地制度実施円滑化事業  
【10,742(5,546)百万円】  
(1)農業委員会交付金(継続)

農業委員会交付金については、47億7,617万99千円で、21年度と同額です。

◎農地制度実施円滑化事業費補助金(新設:10/10)

これまで農地調整事務処理事業費、標準小作料改訂事業費等に充当するため措置されてきた旧農業委員会費補助金(21年度:6,038万7千円)について、追加された事務等を適切かつ円滑に実施するとともに、昨年1月に農水省経営局長名で発出された「促進等事務」の推進と新たな農地制度の施行に伴い、これまで農業委員会・農業会議が行う農地の利用調整活動等の予算として措置されていた国の直轄採択事業「担い手アクションサポート事業」(地域段階:農地等利用調整等効率化支援等、都道府県段階:地域活動推進支援)や「強い農業づくり交付金」(集落農地利用調整、優良農地確保支援対策等、連携強化推進体制整備等)を廃止し、「農地制度実施円滑化事業費補助金」として一本化した結果、新規

に52億5,900万円が措置されました。このことにより、農地等の利用関係をめぐる紛争の和解の仲介や権利移動の許可取り消し等による農地のあっせん、農地の利用状況調査や農地基本台帳の整備に要する経費、農地相談員の設置(都道府県農業会議・市町村農業委員会)、改正農地法等の周知の取り組み等への支援が実施できます。

(3)都道府県農業会議議員手当等負担金(継続)

農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担する「都道府県農業会議議員手当等負担金」(5億5,300万円)を措置しました。

(4)全国農業会議所事業(継続)

全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査、新たな農地制度の周知等に必要な経費として、3,500万円を措置しました。

(5)農地調整費交付金(拡充:10/10)

都道府県が行う農地の利用関係の調査・調整等を支援するため1億1,800万円を措置しました。

## 農地制度実施円滑化事業

平成22年度予算概算決定額:107億円

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

～農業委員会の体制整備の強化～

○農地制度実施円滑化事業費補助金

農業委員会等による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に必要経費を支援

- ・農地の利用関係の調整
- ・農地等の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介・権利移動の許可取り消し等による農地のあっせん 等
- ・農地の利用状況調査
- ・農地基本台帳の整備
- ・農地相談員の設置
- ・改正農地法の周知

等

○農業委員会交付金

農業委員会法に基づき、農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付

○農地調整費交付金

都道府県知事による農地の利用関係の調整等に必要経費を支援

○都道府県農業会議議員手当等負担金

農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費の負担

○全国農業会議所事業費

全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査や新たな農地制度の周知に必要な経費を支援

# 新たな水田農業政策である「戸別所得補償モデル対策」が、4月からスタートします。

わが国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の崩壊など危機的な状況にあります。このため、戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする必要があります。

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として、①自給率向上のための戦略作物等への直接助成（水田利活用自給力向上事業）、②自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成（米戸別所得補償モデル事業）を内容とする対策を実施し、23年度からの本格実施への円滑な移行に資することとしております。

**一 水田利活用自給力向上事業**  
 自給率の向上を図るために、水田で麦、大豆等の生産を行う販売農家（集落営農を含む。）

に対して、主食用米並の所得を確保しうる水準を直接支払により交付します。

全国統一の交付単価は、表1のとおりです。なお、その他作物の品目の選定及び単価の設定は、都道府県単位で行うこととしております。

作物	単価 (10a当たり)	別途経営所得安定 対策による助成
麦	35,000円	40,000円
大豆	35,000円	27,000円
飼料作物	35,000円	—
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円	—
そば、なたね、加工用米	20,000円	—
その他作物（都道府県単位で単価設定可能）	10,000円	—
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円	—

表1 交付単価

また、現行に比べて、助成額が減少する地域の影響を緩和す

るため、交付単価の加算ができる激変緩和措置を講じます。

この措置は、都道府県の判断により行われ、新規需要米及び2毛作助成を除き、単価の変更があり得ます。

交付対象者は、これまで米の需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の生産数量目標の達成に関わらず助成対象とします。

## 二 米戸別所得補償モデル事業

意欲ある農業者が水田農業を継続できる環境整備を図るために、米の生産数量目標に従って生産する販売農家（集落営農を含む。）に対して、主食用米の作付面積10a当たり15,000円を直接支払により定額交付します。さらに、米の価格が下落した場合は、追加の補てんを行います。

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家飯米・縁故米用に供される分として、一律10aを差し引いた面積となります。

## 三 加入申し込み・支払時期

交付金を受け取るためには、加入申込書、交付申請書などの提出が必要になります。交付金は、国から農業者が指定した口座に直接支払います。

加入の申し込みは4月から6月、交付金の支払いは、12月から3月になります。

制度の説明については、1月25日に県内の関係者を対象に、農政事務所主催で行います。

その後、市町村単位もしくは地域水田協議会単位で、農業集落の代表者等を対象に説明会を開催します。

作付のパターン		交付金額(円/10a)		
基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物	
・主食用米	+	麦 (米モデル事業)	+	1.5万円
・大豆	+	麦	+	1.5万円
・大豆	+	野菜	+	—
・麦	+	そば	+	1.5万円
・麦	+	野菜	+	—
・米粉・飼料用米	+	麦	+	1.5万円
・米粉・飼料用米	+	野菜	+	—
・野菜	+	野菜	+	—
		1万円程度 (地域単価)		

表2 2毛作助成単価

表3 交付単価(全国一律)

定額部分 (107-ル当たり)	1.5万円 (恒常的なコスト割れ相当分の助成)
変動部分 (107-ル当たり)	22年産の販売価格が、過去3年の平均販売価格を下回った場合にその差額を基に算定

農業者の方には、集落座談会等を通じて、制度の説明を丁寧に行っていく予定としております。

### お問い合わせ先

中国四国農政局徳島農政事務所

### 【農政推進課】

088-1622-16132

### 【計画課】

088-1622-16133

# 日本政策金融公庫からのお知らせ

こんにちは。日本政策金融公庫徳島支店農林水産事業です。一年で一番寒い時期となり、朝夕の冷え込みがますます厳しくなっておりますが、いかがお過ごしでしょうか？

一昨年来、厳しい経済環境が続いていますが、昨年末には、平成22年度から実施される戸別補償制度の骨子がまとまり、今年度は農政の大転換の年となりそうです。

新年を迎え、当公庫農林水産事業も、政策金融機関としての使命を果たすべく、気分を新たに、業務に励んでまいります。徳島県の農業発展のため、また、農家の皆さまに少しでも身近に感じていただけるよう、日々努めてまいりますので、今年も日本公庫をどうぞよろしくお願いたします。

## 展示商談会「アグリフードEXPO」開催のお知らせ

今年も8月に東京ビッグサイトにて、国産農産物展示商談会「アグリフードEXPO20210」を開催します。平成18年に始まり、早いもので今回で5回目。回を重ねるごとに出席者が

増加し、より一層充実した商談会となっております。出席者の募集を開始しましたので、詳細は当公庫までお問い合わせください。

また、2月16日、17日には大阪・アジア太平洋トレードセンターで「アグリフードEXPO2010大阪」を開催します。入場をご希望される方は特別招待状をお送りしますので気軽にお申し出ください。

## 公庫資金のご案内

当庫では農地取得のほか、農業経営の様々な場面でご利用いただける長期・低金利資金のスーパーL資金（償還期間最長25年、年利1・40〜2・20%、1月22日現在）を取り扱っています。農地・設備取得の際には、一度公庫資金のご利用をご検討ください。

公庫資金に関するお問い合わせは公庫窓口のほか、各受託店（農協、銀行等）で受付けています。

**お問い合わせはこちらまで**  
日本政策金融公庫徳島支店  
農林水産事業農業食品課  
0120-926495

## 平成21年度農業者年金加入推進特別研修会が開かれる

農業者年金「加入者10万人早期達成のための3カ年計画」の最終年度において徳島県の新規加入者の一層の確保を図るため、「平成21年度農業者年金加入推進特別研修会」が、1月14日に徳島市内のホテルで開催されました。

研修会には県下の各農業委員会の役員をはじめ、加入推進部長やJAの担当者が出席し、（独）農業者年金基金の谷脇理事から全国の加入推進についての状況報告や佐賀県の佐賀市富士町農年友の会の豆田会長から加入推進活動の事例発表等が行われました。

とくに、富士町農年友の会の豆田会長さんからは、自分が民生委員だったときの経験を踏まえて、核家族化の中で、高齢農業者が地元の老人ホーム等に入所しなければならぬ状況になった時を考えると、国民年金だけの収入では入所できない現実があることや、家族一人一人が自らの老後を考えることの重要性についてお話いただきました。また、戸別訪問を行った際には、経営者だけに年金制度の説明をするのではなく、できるだけの多くの家族にこの制度について

聞いてもらい、理解してもらった上で、加入資格がある者には加入を勧めているなど、戸別訪問の手法等についても熱く語っていただきました。

その後、農業会議の担当者から、年度末までの残された期間における加入推進活動について説明があり、各農業委員会・JAの担当者との間で目標達成に向けた加入推進活動について意思統一が図られました。

## 平成21年度全国農業委員会会長代表者集会が開かれる

農地法等の改正により農業委員会系統組織への期待と注目が高まるなか、平成21年度全国農業委員会会長代表者集会が12月3日に東京九段会館で開催されました。

集会には全国の農業委員会から1,000人を超える役員が参加（本県からは17人が参加）し、太田豊秋全国農業会議所会長の挨拶に続き、来賓として出席されていた山田農林水産副大臣からは、FTA・WTO農業交渉等を含めて、厳しい農業情勢の中で改正農地法等が施行されるが、農業委員会は今まで以上

に重要な役割を担うこととなるので、しっかり対応してもらいたいという激励の祝辞がありました。

集会の第一部は改正農地法についてのセミナーで、農林水産省の今井経営局長が改正農地法のねらいやポイントについて説明し、その後、第二部で要請・申し合わせ決議が行われました。要請決議の第2号議案「農業委員会組織の体制強化と関係予算の確保に関する決議（案）」では本県の四宮肇農業会議会長が提案理由を説明し、満場の拍手で決議案が承認されました。

大会終了後には、政府与党や各都道府県選出の国会議員に対して要請活動が行われましたが、本県でも県選出国会議員8人に要請書を手渡し、決議内容の実現に向けての尽力をお願いしました。



2号議案 四宮会長が提案理由を説明

# 徳島市農業委員会による一斉耕起活動

徳島市農業委員会では1月19日に耕作放棄地解消運動の一環として、徳島市南部の大松町の1,250㎡の耕作放棄地を元の優良農地に復元させるため、一斉耕起活動を実施しました。



当日は、農業委員12名をはじめ、JAアグリサポートセンター、地元の大松町協議会やJA徳島勝占支所等から30名を超える関係者が集まり、人の背丈以上もあるような雑草が生い茂っている農地を、JAアグリサポートセンターのフレームモアを取り付けたトラクターや関係者が持参した刈払機等を使用して作業が

行われました。また、農地の一部がかさ上げされていたことから、2台のユンボを用いて整地したのち、全体をトラクターで耕耘し、作業開始から5時間後の午後3時過ぎには、耕作放棄地が優良農地に復元されました。この農地は、隣接する農地の所有者が借り受けし、水稻を作付けすることとなっています。

徳島市農業委員会の多田会長は「徳島市内の各地域に耕作放棄地が点在しているが、所有者等の理解が得られないため、優良農地に復元する耕起活動ができない状況がある。」と話され、農業委員会として、「地域の貴重な資源である農地を有効利用し、優良な状態で保全することが、農地を所有する者の責務である。」ということについて、今まで以上に広く啓発普及していく必要があると熱く語られました。

## 集落営農リーダー塾が閉講

集落営農リーダー塾は、本県における集落営農の一層の推進を図るため、徳島県担い手育成総合支援協議会と県との共催により、今年度初めて

県内3会場において各5回（最終回のみ2会場）開催したもので、延べ444名の集落リーダー等が参加されました。研修は2部構成で行われ、

午前中は、集落営農に関心のある集落リーダーや認定農業者等を対象に、専門家による講演会や、県内の集落営農先進地の事例紹介により、集落営農とはどういうものなのか、なぜ今集落営農が必要なのかを参加者が考える内容で、

午後の部は、実際に集落営農に取り組んでみようとする集落の集落リーダーを対象に、いくつかの班に分かれてワークショップ形式（問題解決やトレーニングの手法）で、参加者全員が集落の現状把握や集落ビジョン、営農組織の作り方など、集落営農組織の設立に至るまでの具体的な手法を学ぶ内容で実施されました。

最終回となる12月17、18日のリーダー塾では、これまでの4回のワークショップ研修を通じて、集落で話し合ってきた取り組みについて集落毎に発表し合い、徳島県担い手育成総合支援協議会のスペシャリストである楠本雅弘氏（農山村地域経済研究所所長）に講評いただきました。さらに、楠本先生からは他県の類似集

落の事例紹介や、組織形態のポイントなど、各集落毎に具体的なアドバイスを行っていただきました。

最後に、集落営農リーダー塾のワークショップ研修を受けた県内10集落29名の修了生に修了証書が交付され、平成21年度徳島県集落営農リーダー塾は閉講しました。

修了生の皆さんには、この集落営農リーダー塾での取り組みを活かし、今後、地元集落においての集落営農の組織化に向けた活動を期待しているところです。（横田 香）

集落営農リーダー塾修了生（西部会場）



集落営農リーダー塾修了生（南部会場）

### 農地法第4条・第5条転用許可の面積

単位:㎡

	住宅	植林	倉庫	資材置場	駐車場	農用施設	道路	工場	砂利採取	その他	合計
10月	12,458	0	737	1,101	3,903	2,017	101	803	4,591	4,486	30,197
11月	9,857	2,231	898	11,337	3,293	527	102	0	0	4,905	33,150
12月	12,490	1,666	1,088	1,477	4,732	3,879	92	0	0	10,663	36,087
合計	34,805	3,897	2,723	13,915	11,928	6,423	295	803	4,591	20,054	99,434

徳島県農業会議常任会議員会議で処理した農地法第4条・第5条の転用許可面積は左表（10月～12月）のとおりとなりました。

# 徳島県農業会議等の行事予定

会議等の行事予定		場所	対象者
1月			
21日	下期農業委員会会長・事務局長会議	徳島グランヴィリオホテル	農業委員会会長・事務局長
23日	新・農業人フェア	池袋サンシャインビル	新規就農希望者
25日	平成21年度農業経営改善研修会	徳島グランヴィリオホテル	認定農業者、農業経営指導者
27日	担い手関連事業担当者会議	中国四国農政局	県担い手協議会、県関係機関
28日～29日	認定農業者四国交流会	松山市 椿館	四国地区認定農業者等
2月			
2日	担い手育成総合支援協議会事務局長会議	東京都 蚕糸会館	担い手協議会事務局
2日	地域産業担い手育成プロジェクト意見交換会	徳島県立総合教育センター	現場実習受け入れ農家等
3日	都道府県農業会議事務局長会議	東京都 参議院議員会館	農業会議事務局長
8日	外国人研修・技能実習制度改正研修会	徳島グランヴィリオホテル	第1次・第2次受入機関、関係者等
9日	都道府県農業会議会長会議	東京都 蚕糸会館	農業会議会長
13日	新・農業人フェア	梅田スカイビル	新規就農希望者
15日	担い手事業説明会・耕作放棄地解消研修会	徳島グランヴィリオホテル	市町村担当者等
16日	若年者就職マッチングフェア	ホテルクレメント徳島	新規就農希望者等
18日	徳島県農業会議第353回常任会議員会議	徳島合同庁舎A・B会議室	農業会議常任会議員
25日	阿波の食材会・食の集いプレミアム	ザ・パシフィックハーバー	農業生産者、消費者、加工業者等
25日	全国農業会議所第356回理事会	東京都 都市センターホテル	理事・監事
3月			
2日	担い手育成検討委員会(WG)	徳島県立総合教育センター	検討委員会WG委員
8日	農業会議役員会	ホテル千秋閣	農業会議役員・監査委員
16日	担い手育成検討委員会	県庁内会議室(未定)	検討委員
24日	徳島県農業会議第354回常任会議員会議	ホテル千秋閣	農業会議常任会議員
24日	徳島県農業会議第98回通常総会	ホテル千秋閣	農業会議員(1号～6号)

## 新刊農業図書紹介

### 農地制度ここが変わった 《詳細版》

改正農地法等の農業委員会・市町村部局担当者などの研修会資料に最適!

平成21年12月15日に施行された改正農地法等の内容を紹介。《概要版》に政省令・通知の内容を追加しています。農業委員会事務局・市町村部局担当者などの研修用テキストとして最適です。

図書コード 21-32  
定価 500円  
規格 A4判 84頁



### 新・農地の法律がよくわかる百問百答

改正農地法等をQ&A方式でわかりやすく解説しました。農地法、農業経営基盤強化

促進法、市民農園に関する事項をQ&A形式でわかりやすく、また、幅広く解説しました。最新の統計資料と許可申請書も併せて掲載しています。

図書コード 21-36  
定価 2,000円  
規格 A4判 320頁



### ストップ! 遊休農地

平成21年12月15日に施行された改正農地法・制度対応版

遊休農地の活用方向、発生防止・解消への取り組み方法、放っておいた場合の法的措置などを紹介した農家向けリーフレット

図書コード 21-41  
定価 A4判 4頁 45円



## 全国農業新聞の普及拡大を

全国農業新聞は、農業者の公的公益代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業専門紙です。農業委員と農業者、農業者と地域住民・消費者、農村と都市の絆を強めるための「かけはし」として、普及・拡大に努めましょう。

購読料 月額 六百元  
発行 毎週金曜  
お申込みは農業委員会へ

あ  
と  
が  
き

### 「かけはし21」第16号について

新しい農地制度が12月15日にスタートしました。これにより農業委員会の責務と役割は以前にも増して大きくなりましたが、毎年度1月から2月にかけて行うこととなっている農業委員会活動の点検・評価及び次年度の目標と活動計画の作成に向けた検討がなされるよう各農業委員会の積極的な対応をお願いします。(T・M)

### 徳島県農業会議へのお問い合わせ

TEL (088)621-3054 fax (088)655-8364  
URL <http://www.tokukaigi.or.jp>  
mail [home@tokukaigi.or.jp](mailto:home@tokukaigi.or.jp)